

大蔵委員会議録第三十六号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事坊 秀男君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事横路 節雄君 理事春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君

遠藤 三郎君 櫻内 義雄君

竹内 俊吉君 中山 榮一君

前田房之助君 山本 勝市君

淺香 忠雄君 川野 芳満君

黒金 泰美君 小西 寅松君

小山 長規君 薄田 美綱君

古川 丈吉君 石村 英雄君

木原津與志君 横山 利秋君

井上 良二君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 石野 久男君

出席政府委員

總理府事務官(自 後藤 博君

治片財政部長) 藤枝 泉介君

大蔵事務次官 正示啓次郎君

(主計局長) 大蔵事務官 石野 信一君

大蔵事務官(理 財局長心得) 河野 通二君

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官(理 財局長心得) 勝君

郵政事務官 千葉 三男君

(財政局次長) 專門員 椎木 文也君

委員外の出席者

大蔵事務官(理 財局長心得) 勝君

郵政事務官 千葉 三男君

(財政局次長) 專門員 椎木 文也君

七月二十二日

委員福井順一君及び早川崇君辭任に

つき、その補欠として保利茂君及び

櫻内義雄君が議長の指名で委員に選 任された。

七月二十一日

昭和三十年産米穀についての所得税 の臨時特例に関する法律案(内閣提 出第一四九号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

資金運用部資金法の一部を改正する 法律案(内閣提出第五四号)

証券取引法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一一九号)(参議院送付)

証券投資信託法の一部を改正する法 律案(内閣提出第二二〇号)(参議院 送付)

北海道に在勤する者に支給される石 炭手当等に対する所得税の特例に関 する法律案(横路節雄君外十二名提 出、衆法第六〇号)

昭和三十年産米穀についての所得税 の臨時特例に関する法律案(内閣提 出第一四九号) 金融に関する件

○松原委員長 これより会議を開きま す。

まず一昨二十日当委員会に審査を付 託されました横路節雄君外十二名提出 にかかる北海道に在勤する者に支給さ れる石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案を議題として、提出者 より提案理由の説明を聴取いたしま す。横路節雄君。

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される 石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律案

北海道に在勤する者に支給され る石炭手当等に対する所得税の特例 に関する法律 (石炭手当についての非課税) 第一条 国家公務員に対する寒冷地 手当及び石炭手当の支給に関する 法律(昭和二十四年法律第二百号) の規定(裁判所職員臨時措置法 (昭和二十六年法律第二百九十九 号)において準用する場合を含む。)又は裁判官の報酬に関する法 律(昭和二十三年法律第七十五号) の規定に基いて支給される石炭手 当については、所得税を課さな い。(石炭手当に相当する給与につ いての非課税) 第二条 前条に規定する石炭手当の 支給を受ける者以外の給与所得者 (所得税法(昭和二十二年法律第 二十七号)第九条に規定する給与 所得を有する者をいう。)で北海道 に在勤するものが、給与の支払を 受ける(当該給与所得者が所得税 法第三十九条第一項又は第二項の 規定により提出した申告書の理由 先たる給与の支払者をいう。)から 前条に規定する石炭手当に相当す る給与の支給を受ける場合におい ては、当該給与についても、また 前条と同様とする。 (一定額以上の石炭手当について の適用除外) 第三条 前二条に規定する石炭手当 又はこれに相当する給与の支給を 受ける者のその年中の支給に係る これらの給与の額の合計額が、そ

の者がその年最初にこれらの給与 の支給を受ける際に世帯主である か世帯主以外の者であるかの区分 に従い、世帯主の場合にあつては 石炭三トン、世帯主以外の者の 場合にあつては石炭一トンを、政 令で定める石炭一トンの価格に 基づいて換算した額に相当する額 をそれぞれこえるときは、そのこ える部分については、前二条の規 定を適用しない。 (実施規定) 第四条 この法律の実施のための手 続その他その執行について必要な 事項は、政令で定める。 附 則 1 この法律は、昭和三十年八月一 日から施行する。 2 この法律の施行前の支給に係る 石炭手当又はこれに相当する給与 に対する所得税については、なお 従前の例による。 3 昭和三十年八月一日から同年十 二月三十一日までの間の支給に係 る石炭手当又はこれに相当する給 与に対するこの法律の規定の適用 については、第三条中「その年中 の支給に係る」とあるのは「昭和 三十年八月一日から同年十二月三 十一日までの間の支給に係る」と、 「その年最初にこれらの給与の支 給を受ける際に」とあるのは「同 年八月一日以後最初にこれらの給 与の支給を受ける際に」と読み替 えるものとする。

○横路委員 ただいま議題となりまし た北海道に在勤する者に支給される石 炭手当等に対する所得税の特例に関す る法律案につきまして、提案理由を御 説明申し上げます。 御承知のごとく北海道に在勤する国 家公務員に対しては、昭和二十四年法 律第二百号によつて、一般給与とは別 に世帯主なる職員に対しては三トン、 それぞれ公定小売価格によつて換算した 額に相当する石炭手当が支給されてお るのでありますが、この法律の趣旨 は、申し上げるまでもなく北海道の勤 労者は、温暖地の勤労者に比し必然的 に燃料消費が増大し、勤労者の生活に 重圧が加えられるためとられた措置で ありまして、全く実費弁償的な性質を 有するものであります。しかるに道内 勤労者に支給されている現行石炭手当 の実績額は、実際購入所要額に比し著 しく下回っているのみならず、さらに 課税の対象となつてゐるため、道内勤 労者の冬期間の生活を著しく困難なら しめ、生産意欲をも減殺するものと考 えられます。ことに北海道の総合開発 が日本経済自立のためきわめて重要な 地位を占めてゐることは言を待たない ところで、総合開発の原動力たる 道内勤労者の生活安定と生産意欲の向 上こそは、この国家的大事業推進のため 最も肝要なことを存するものであり ます。 また北海道の炭鉱労働者の採暖用石 炭、日直料、宿直料、外国に勤務する

者の受ける給与等実費弁償的なものについては、すでに非課税の措置が講ぜられ、また昭和二十七年以降の産米についての超過供出等に対する所得税の臨時特例も公布されている実例もありますので、今回北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対しても非課税の措置を講ずるのが当然と考へ、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同のほどお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に、昨二十一日当委員会に審査を付託されました内閣提出にかかる昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝大蔵政務次官。

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日までに申し込む、その申込により締結された契約に基づいて当該米穀を昭和三十一年二月二十九日までに政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に

相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、九百六十円

二 昭和三十年十月一日から同月十五日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十年十月十六日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

四 昭和三十年十一月一日から昭和三十一年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

この法律は、公布の日から施行する。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、現下の食糧供給の現状にかんがみ、昭和三十年産米穀については、生産者からの事前売り渡し申し込みに基づき集荷を行うこととしたのであります。この制度によつて所要数量を確保することに資するため、事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対して米穀を売り渡した者の昭和三十年分の

所得税については、玄米一石当り平均千四百円を非課税とすることとし、このため、昭和三十年九月末日までに売り渡された米穀については、一石当り二千四百円として、六十キログラム当り九百六十円、同年十月十五日までに売り渡された米穀については、一石当り千八百円として六十キログラム当り七百二十円、同年十月末日までに売り渡された米穀については、一石当り千二百円として六十キログラム当り四百八十円を非課税とすることとしたのであります。

なお、右に申し上げました非課税措置により、昭和三十年度において二十九億四角程度の減収が見込まれるのであります。一方において米価の引き上げによる増収が見込まれますので、同年度予算に計上いたしました程度の所得税収はおおむね確保できる見込みであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられますよう希望する次第であります。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に資金運用部資金法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案の三法律案を議題として質疑を続行いたします。横路節雄君。

○横路委員 理財局の次長にお尋ねをいたします。資金運用部資金法の一部

を改正する法律案に関連してお尋ねをするのですが、本年度この資金運用部資金の運用計画の原資の部は、これはもう千百億円だけふえるというのでやつておるわけですか。ところが実際に今までのふえ方を見ても、四月には逆に十三億円が減少して、五月には二十四億円、六月は九十六億円とふえておるけれども、昨年の四月、五月、六月の三カ月間の増加分の半分に足りない、これが実情なんですか。これは、このままの推移でいけば増加分は去年の半分にしか至らない。それで、あなたの方では昨年度の実績より見ると八十六億円も多く原資がふえている。このまま推移すれば、原資の方が去年よりもふえてくるという根拠はどこにおありなんですか。

○石野政府委員 お尋ねの通り、郵便貯金は四月、五月、六月で、三十三年度は百億、二十九年度は二百二十七億で、約半分でございます。これは昨年同比をとりますと、一応購買力と申しますが、所得が減つて、郵便貯金に向うべきものが多少減少しておるというより、関係もあるかと思ひますが、同時にまた、他の金融機関の方に何っておるといふような面もあるかと思ひます。それで財政投資融資原資の必要なことは申すまでもございせんので、郵政省の方でも、郵便貯金の増強運動をこれから展開をされて、大いに増強に努めることになっております。それと同時に、米の予約買付等によりまして、これから農村方面へも非常な金が出て参ります。そういうことによつて何とか予定通りのものを確保いたしましたというふうに考えております。

○横路委員 それから昭和三十年度の資金運用部資金運用計画の中で、預託金の増加の第一番目は郵便貯金及び郵便振替貯金、第二項が簡易生命保険、郵便年金、その次が厚生年金、その他が当初計画では十七億でございまして、その後自由党並びに民主党政の予算修正に伴うところの財政投資融資の計画変更によりまして、その他十七億を四十六億までにいたしました。そのねは上りは何でございましょうか。

○石野政府委員 これは、特別会計の余裕金を預託する部分につきまして、たとえば国有林野、外為等におきまして、二十九年度の決算が確定し、またその後の収支の状況等から、当初の予定よりも多少余裕が見られましたのと、それからもう一点は、御審議を願つております資金運用部資金法の改正によりまして、従来三カ月未満の預託は受けないことになっておりましたのを、一月以上三カ月未満のものを受けることにいたしました関係で、若干の増加を見込むことができるわけでございます。それで二分の利子をつけることに相なりますので、その関係で増加を期待したのでございまして。

○横路委員 次に、自治庁の財政部長にお尋ねしますが、今私の手元に昭和二十九年度の公衆地方債の消化状況七月十四日調べのものが出て参りました。その消化率は、都道府県は九四・二%、五大市は九六・一%、五大市を除いた市は九二・六%、町村は八二・二%、合計九四・一%となつております。この点は、五月の自治庁の調べよりはだいぶ消化されていることは大へんけっこうだと思ふのですが、公衆債は去年は二百億であつたわけですが、その二百億の公衆債の消化状況が、七月

陥を生じないようにすることは、当然の責務と考えます。従いまして、今後その問題につきましては十分慎重に協議を進めまして、善処して参りたいと考えております。

○機路委員 そうすると、あなたは了承したというのですが、了承しないというのですか。あなたは、きのう地方行政委員会が川島長官が立つたあとで、私は了承していないというのを答へておるはずですか。あなたはここでは何と言っているのです。今の話では了承したのですか、了承しないのですか、二十六億幾らの金はどうなんですか。

○正示政府委員 昨日地方行政委員会、その修正案につきまして、自由党からたしか御説明があったのだと存じますが、私は実はその席にはおりませんでして、横路先生のおっしゃる私の答弁というのは、あるいは別の機会の分と存じます。本件につきましては、昨日は私全然答えておりません。ただ了承という点につきましては、率直に申しまして、私もとしましては、予算の歳入確保につきましては、予算の法案が成立いたしました場合にどのように対処していくかにつきまして、歳入欠陥の生じないように、関係の自治庁当局と十分協議をいたしたい、こういうことを申し上げた次第でございます。

○機路委員 提案者の自由党の方は、大蔵省の主計局は了解しているのだ、こう言つて提案説明をしているのだ、また自治庁長官は、なに二十六億くらいだから、大したことはないのだと言つておる。しかしこれは大問題ですよ。社会党両派は、実はこれは大蔵委員会に

出しているのだからいいのですが、あなたはほんとうに了承したのか了承しないのか、その点を聞きたい。ただ、今の答弁ですと、何か了承したようにならないような……。

○正示政府委員 お答え申し上げます。この修正の法文につきましては、昨日委員会におきまして御説明があり、これにつきまして川島國務大臣からお答えをいたしましたことは承知をいたしております。私の方としましては、この修正の案文自体は、一応成立をいたすといつたしましてもやむを得ないかと存じております。しかしながら、この修正案が法律として成立いたしますと、その法律の規定するところに従ひまして、そこに政令でもつて定むるということもたわれておるのでございまして、この法律の運用上自治庁当局とも十分連絡をとりまして、予算に計上せられまして歳入の確保につきまして万全を期して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○機路委員 財政部長にお尋ねします。私はこれは大へんけつこうなことだと思つております。しかし、昭和三十一年三月三十一日現在においてまだ納付されてないものというその法律が通つた以上は、それが一体納めましか。やはり来年の三月三十一日現在まで納めないで、来年の三月三十一日現在で納まっていなければ、当然それはこの法律の適用を受けるのです。この点は、あなたの方では話し合いがついたのでしょうか。自治庁の財政部長としては、大蔵省の主計局との間に、このことについては、ある程度話し合いがついたのをごいさししょう。これはどうなんですか。

○後藤政府委員 今正示君が申されたように私は考えております。大体そういうふうな話し合いをしたのであります。

○機路委員 では財政部長にお尋ねいたしますが、あなたのお考えでは、政令で定めるところというのはどういうことをいふのですか。

○後藤政府委員 今そのことをいろいろ考へておりますが、中心になるのは大体期限でございます。七年にするか十年にするか、今までの交付公債は大体十年でございしますが、それを十年にするか、それよりも短かくするかどうかというところであります。

○機路委員 歳入の欠陥についてはどうするのですか。やはり二十六億の歳入の欠陥は出るのをごいさしますか。

○後藤政府委員 これは、御存じの通り二十九年から滞納になつておるものもございします。二十九年度において払うべかりしものが三十億ばかりございします。三十億より少し多くなつておると思いますが、そのうち支払つたものもございします。従つてそれがそのまま今年度に滞納の形式で持ち越しておるわけでありまして、地方団体によつては、やはり納めるものも私はあると思ひます。これは延滞金がついておると思ひます。延滞金がついた状態を續けていかないで、納めるものも私はあると思ひます。三十年の分と二十九年の分と、両方がどの程度三十一年度の三月三十一日まで行くかという問題であります。

これは今からちよつと見通しがつかぬのであります。私は全然納めないといふことではなくて、納めるか納めないかは、やはり地方団体で定めることでありまして、全然納めないといふこと

とは言えないのじゃないか、かように考えております。

○機路委員 そうすると、昭和二十九年度に納められる予定の三十二億二千七百九十八万といふのは、大部分納まつていないわけですか。

○後藤政府委員 さうであります。

○機路委員 そうすると、これは次長にお尋ねしますが、あなたの方では、昭和二十九年度の三十二億二千七百九十八万は幾ら納まつていないのですか。

○正示政府委員 数字でございします。至急数字を調べまして、正確に回答いたします。

○機路委員 本来からいへば、はなはだ遺憾にたえません。なぜならば、国の予算の歳入について、あなたの方では二十九年はこれこれ納まつた、三十年はこれこれというの、二十九年には、実際にはほとんど納まつていないといふことになる、これは大問題です。

○正示政府委員 御承知のように、二十九年度の主計簿の締め切りは七月十五日でございます。まだその内訳につきましては、果して私の手元にあるかどうかわかりませんが、これは主管が自治庁の理財課でございます。さつそく主管課の方に問い合せましてお答え申し上げます。

○機路委員 そうすると、資金運用部資金の法案は上りませんね。いろいろと材料が整わないわけですから、困りましたね。(上げぬでもいいよ、心配するなと呼ぶ者あり)大いに心配をしてあげておるのだけれども……。

○石野政府委員 そういふ面では、やはり何と申しますか、貯蓄といふものも心理的な影響があると思ひます。従

しょう。銀行預金の方はほとんどふえていておる。話を元に戻しますが、四月、五月、六月のふえ方は昨年の半分である。これを去年のようにつ追いつくためには——これはなぜ銀行預金が増えて郵便貯金の方がふえないか。われわれはわれわれとしての一つの考えがあります。あなたはこれをどういうふうにと判断なさつておられますか。

○後藤政府委員 私どももいたしましては、昨年度分の滞納がどのくらいあるかということははっきりしません。が、私どもが聞いております範囲では、大体二十七、八億の滞納じゃないか。従つてその滞納分と三十年代支払うべきものの、約三十億でございますが、その二つがずつとそのままで行くわけであります。従つて、そのうちで二十九年度分がどのくらい支払われるかということは、私どもはわからない。この前一年に分割払い制度を一応きめたのであります。が、その場合に、二年ないし五年という意見があり、額の少ないところは二年で、額の多いところは五年間に支払う、こういう

ます。従つて、額の少いところは、もう二年で支払いを終る県が相当ございます。そういうところは、そういうふうな引き延ばしをしたつて、やはり分割払いでありますから、払つてしまお

りという気持を起すところもあると私は思います。従つて、額の非常に多いところは別でありますけれども、団体によつて非常に財政力が違つておりますし、払うべきものは払つていこう、これを払わないといふいろいろな制約を受

けるような場合もあるようでありますから、何を差しおいても払うというような限も今までもあったのであります。従つて私は、滞納の状況がそのまま三十一年の三月三十一日まで続くものとは考えていません。

○横路委員 あなたは払うということ
を主に考えていますが、この法律案を
出したものとは、赤字が非常に大き
まってきて困るからこういう特別措置
をやっている。従つて、昭和三十年度

おいても、それが急速に変更になるわけはないので、その場合に、あなたの方では無理やり取り立てるのか。この法律の適用によって、三月三十一日でお納付されてないものについては、地方公共団体の発行する地方債券で納付させることができる、その場合にどの程度を予定しているのかということをお聞いているのです。

○後藤政府委員 私どもが取り立てるのではありません。それぞれの事業官庁、たとえば農林、建設、運輸のそれぞれの官庁が世話をして取り立てておるのであります。私どもは全然タッチしておらぬのであります。

○横路委員 ですから、その場合に自治庁の方としては、これは主計局でもいいですが、この法律の施行によって、大体どの程度の金額を見ているのかというのを聞いています。そういうことについて全然考えないで、自由・民主両党があなたたちの了解なしにこの法律案を出したわけではないでしょう。どの程度のことを考えているのですかと聞いています。

○正示政府委員 先ほど横路委員にお答えを留保いたしました点は、二十九年度は三十二億二千七百九十八万円、という予算収入がございました。そのうち二十九年度中に取納されましたのは約三億でございます。なお三十年度に入ってから若干取納されておるようでございますが、この数字はまだ報告に接しておりませんので、大体教億というところでございます。

次に三十年度の予定でございます。これは、三十年度において納むべきものを一応予定をいたしましたのであります。これが三十年度末にどの程度残る

であろうかという御質問につきまして、先ほども申し上げました通りに、これは建設・農林等のそれぞれの現業官庁が納付を督促いたすわけでございますが、今回の修正案の結果どの程度の影響を受けるかという点につきましては、私どもは的確な見通しは立たないものであります。しかしながら、三十年度の予算は、歳入歳出ともにきわめて弾力性がないというところは、今までたびたび申し上げて参りました通りでございます。それから、そういう事態の場合に、この二十六億七千万円余の歳入が入らないというところでは、歳入欠陥になるのではないかとこの点につきまして、先ほど来お答えを申し上げました通りに、二十九年度に予定されておりましたのがまた二十億、大体この三十年度の予定額に近い滞納額を生じておるわけでございます。これはまじめに納めました団体とのバランス並びに延滞金の負担という点から考えまして、厳に収納を督促すべきものと考えますから、それによりまして、大体この二十六億七千万円の歳入は確保される、その確信は持つておる次第であります。

○横路委員 まだたくさん質問者もおりますから、これでやめて、私の要求した資料だけは出していただきたい。○松原委員長 わかつていますか。それでは石村君。

○石村委員 地方債関係が四百六十六億見積つてあるのですが、このうちの大部分は長期的なものかと思うのですが、短期的な資金をどの程度見積つておられますか。

○石野政府委員 この地方債に組んでおられますものは全部長期であります。短期の方は、資金運用部の金繰りを見まして、その金繰りの範囲内でその必要となるに運用をするという形で年度内の運用をいたしますが、ここに盛つております四百六十六億は全部長期でございます。

○石村委員 そうしますと、これは合計が修正の結果七百一十一億九千万円となつておるのですが、これは全部、短期のものは一切入っていないということになるのですか。

○石野政府委員 そういふことでございします。

○石村委員 現在地方債関係で、短期のものが資金運用部からどの程度出ておられますか。

○石野政府委員 現在の資金運用部から大体五十億ないし六十億程度であります。

○石村委員 この五十億ないし六十億というものは、名目的には短期でありましようが、地方財政の現状から考えると、実質的には長期化せざるを得ない、俗にいえば焦げついているという性質の金も相当あるのではないかとおもうが、それはどの程度になつておりますか。事実上は、一応どこから借りてきて返すというところはして、いふしよが……

○石野政府委員 この五十億ないし六十億のものが実質的にどの程度焦げついているかというところは、見方の問題であります。ちよつとわかりかねるものであります。この六十億のうちには、長期に引き受けるところの起債のマイナスも入つておりますから、そういう意味では、焦げついている分はそんなに大きな数字にならないというふうに考えております。

○石村委員 後藤財政部長にお尋ねいたしますが、やはり再建整備でもこの問題を検討していらつしやうと思ひますが、自治庁では、資金運用部の焦げつきのものを幾らと見ていらつしやるのですか。

○後藤政府委員 短期の政府資金の中で焦げついているものがどのくらいあるかというところは、実は私もわからぬのであります。三カ月とか二カ月とか一カ月くらいのものであるようでありまう。それからぐるぐる回つておる場合もありまうし、前借りのような格好で借りておられますし、それは別に焦げつきと称すべきものでなく、あとで交付税とか起債とかで埋合せのつく団体もございします。従つてちよつとわかりかねております。

○石村委員 わかりかねるかもしれませんが、実際は、今日逼迫した地方団体では、この短期で借りておるのを返すのに非常に困つておるわけですね。普通の民間だったら、高利貸しから借りてきて一応銀行に返して、また借りかえるという手もあるでしょうが、地方団体はそういうわけにもいかない。それで非常に困つておるのが実情だと思ふんですが、やはりそういう面を、今度の地方財政の再建では相当事実としてお調べになつていらつしやるんじゃないか、こう思つてお尋ねするわけですか。いかがですか。

○後藤政府委員 私どもは、むしろ金融機関から借り入れたものにそういうものが非常にある、ぐるぐる回していらつしやるものがあるんじゃないか。政府資金の中にもちろんございします。ですから、政府資金と銀行借入れ、両方の面をあわせて見ないと、真に焦げつきと言へるかどうか知りませんが、はっきりわからないのであります。従つて、政府資金だけで判断はできないという意味で、先ほど申し上げたのであります。両方見れば、ある程度私どもわかると思ひます。それもそういう調査をいたしましたことではないのであります。再建整備計画が出て参りました場合に、その資金繰りの状況等はどのくらいふりに従来しておつたかということから、交付税の振りかえ等を考えていきたい、かように考えております。

○石村委員 それでは理財局長にお尋ねいたしますが、実質的に金額は少いにしろ、そうしたものがあつたというところはお認めだと思ふんです。今度の再建整備法案が通過すれば、これは終極的な処置が十分であるとはいへ、一応政府のお考えでそれが処置されていく、足りる、足りないは別として、こう考えられるのですが、もしこれが早急に通過しないといふことになる、大蔵省でも、資金運用部のそうした面に対して何らかの処置を講ぜざるを得ないのではないかと。差し押えて取るわけにもいかないだらうし、相当具体的な問題として考慮されておるんじゃないか、こう考えるわけですが、全部財政措置法案の通過にまかせ切りにしていらつしやるのか、もし通過しないときには、そういう面についてはどういふ措置をとるお考えですか、お話し願ひたい。

○石野政府委員 地方財政再建促進特別措置法案の通過を期待いたしておりました、これは通らない場合のことを考えておらないのであります。

○石村委員　預金コストが七分一厘で、資金運用部の方では年々一厘ずつ下げられて六分二厘になっておるといふことになる、貯金の方は損をしていられる。従って資金運用部の方から、今

というものの関係で資金コストが下
て参りますが、一方郵便貯金をやつ
ておられる預金者に対する郵便貯金
のネット、すなわち通常預金三分九厘六
毛であります、それ以上の定期的な

におきまして一般会計の赤字補てんと
いうものがなくなりまして、大体資金
運用部の剰余金の形で出て参ります
のでまかなえるという状態になったわ
けでございます。今後郵便貯金の残高

○福田説明員　ただいまの御質問、まことに、ごもっともな御質問なんでございますが、今度私の方で預託金のレートを上げた理由をごらんになつてもおわかりいただけますように、実は資金

一つは入つておるといふことになるわけですか。

○福田説明員 さような考え方は全然入つておりません。先ほど私が申し上げましたように、郵政省側の資金コスト

は、郵便貯金特別会計の予算という形において、国会の最終的な御承認を得た非常な形に過ぎないものであると考えております。従いまして、そういう考えは全然持っておりません。

○石村委員 そうすると、資金コストが高いのは当然のこと、何もほかから文句言ふ筋合いじゃないと思う。それから今後下っていくだろうというところですが、先ほど横路君が質問いたしましたように、郵便貯金は現在伸びていない。そういうふうに年々一千億ふえていくから、五、六年先にはちやうどよくなるという見方は少し甘いんじゃないか、いかがでしょうか。

○福田説明員 ただいまの御質問も、やはり先ほど申し上げましたように、これは郵政省側のどなたの御意見もそうでございまして、戦後におきまして郵便貯金の根本的な問題というものは、残高が戦争によって減じたというところなんです。すなわち現在四千億の残高の郵便貯金が、もしも大体一兆の線にあれば大体正常な姿になるのをごさいますか、承りますところによりますと、大体簡易保険の積立金の残高と郵便貯金の残高は、戦前の正常な状態においては大体同じである。それに対して、一兆の簡易保険の残高に対して四千億程度というものは、まだまだ郵便貯金の伸び方が足りない、こういうこととでありまして、五、六年先と先ほど申しましたのは、非常にのきなことを言っておるというふうな御感をお受けえしたかもしれませんが、決してそうではなくて、これは計算を精密にやれば、いろいろな前提によって多少の違いはございすけれども、現在のところの郵便貯金の残高ではやむを得

ない、こういうことなのであります。○石村委員 少しとしかつてみたつて、現実には集まらないものはしょうがないと思うのです。理屈の上ではものと郵便貯金がふえるべきものだ、こういつてみたところで、現実には集まらなければしょうがない。戦前と比べてここまで戻らなければならぬという理屈だけ言つてみたつて、実際に現在農村方面は農協の預金も減つていく、引き出されていくというふうな状況で、郵便貯金もやはり同様な影響はあると思ふのです。少いのはけしからぬとしかつてみてもふえるわけではない。そういう大蔵省の論法というものは非常におかしなものだと思うのですが、どうですか。

○石野政府委員 ただいまお話しがございまして、ごく最近の傾向で判断に相なつてのお話しでありますけれども、やはり日本の経済をずっと長い目で見て参りますと、国民所得もふえて参りまして、従いまして、五、六年先というふうなことになるかと、これはもう相當に郵便貯金もふえるというふうに考えていただいて間違いないと思つております。資金量がふえて参りますと、そういう意味で、それぞれの比率において資金コストは下つて参るわけでありまして。

○石村委員 さつきのお話しに、資金コストが高いが、高い金利をつければぬという理由の中に、預金部の運用の点においても、政府の間でそうやれないということなんですが、一方赤字が出れば預金部の剰余金で補ひをつけるのだということだと、結論は同じではありませんか。赤字が出たときそれを補うというの、初めから預金コスト

トに見合う預貯金の金利を資金運用部がつけるのも、結果においては同じこと、むしろすつきりしてくるのではなにか、こう考へるのですが、どうもお話しが矛盾しておるように私は思ひます。

○石野政府委員 やはり資金運用部の預託、貸し出しの金利というものは、一般の金利水準というものを勘案いたしまして、一応六分五厘というものを基準にいたしております。その場合に、郵便貯金等の方もやはり大体の基準をもつて考へていく、そして将来正常化すればその基準が一致してくるといふ見通しのもとに、今例外的に資金量の少い関係で資金コストが高くなつてゐる部分は、特別の措置をもつてやる、こういう考へ方をいたしておるわけでありまして。

○石村委員 いま一点だけ伺つておき

郵便貯金が伸びない理由はいろいろあると思うのですが、特にわれわれは、地方の農村などの不況とか、一般的な下層階級の不況、デフレの影響というところが原因しておると思ふのです。今度一般の銀行預金なんかの無税になつたということも影響してくるんじゃないか。今まで郵便貯金の方が有利だというふうな宣伝もあつたのです。が、今度のことから見ると、銀行の方がいいということに相なつてきしなないかと思ふのですが、その税金の問題をどうお考へになつておりますか。

○石野政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、一時的に減少いたしておりましたけれども、必ずしもその原因を、どこがどうというふうにはつきり申せない点があると思ひます。とい

うのは、最近におきましては、大体去年に追いついてきておるような状態でございます。必らずしもその原因はつきりつかめないと思ひます。今の税金の關係というものは、どの程度影響があるか、ちよつとわかりかねますけれども、十萬円で頭打ちになつておりましたものが、今度二十萬円になりましたので、やはりその点からも心理的にかなり郵便貯金の増強に資するものと考へております。

○石村委員 郵政省は、従来銀行預金よりも郵便貯金の方が有利だといふ宣伝をされておつて、銀行からえらい文句が出ておつたのですが、今度の利子税の關係から、直ちにどういふ影響があるとお考へか、郵政省の御答弁を願ひたい。

○千葉説明員 先ほどから郵便貯金の最近の伸びの状況、またその原因などについていろいろ質問がございましたが、郵便貯金は、昨年度は全部で一千億の増強を見まして、一昨年度は八百億でございましたから二百億、約二割五分の増強となつております。非常に意想外の伸びを示したわけでございますが、昨年の三月に比べて、本年の三月は四十億の赤を示しまして、私ども非常に憂慮いたしました次第でございます。その後非常に乏しいながらも順調に経過いたしましたので、この七月に入りましてからは、昨年の七月の実績に比べましてあまり違わないうような伸びを示しております。従いまして、今後の見通しもその悲観はしなくてもよい、さうに私も考へております。ただいま利子課税の全免についての影響はどうかというお話しでございます。これは、もちろんその測定は確実なこと

を申し上げることは非常に困難でございますが、しかし従来といへども、郵便貯金は十萬円以下は無税でございましたし、また一般の預貯金につきましても、国民貯蓄組合を結成いたしましたれば、十萬円以下は無税というふうな格好になつております。それが今度、郵便貯金は十萬円から二十萬円まで最高制限額が引き上げられたわけでございますから、問題は十萬円から二十萬円の範囲内での影響はどうかということが考へられるわけでございます。この影響はどうかということにつきましては、今申し上げましたように、なかなかはっきり申し上げることは困難でございます。しかし一面銀行關係の預貯金の利子課税が無税になりました反面、郵便貯金の方は、十萬円から二十萬円に最高制限額が引き上げられましたので、そのようなところにおきまして、相當郵便貯金の方がカバーされるのではなからうか、かように考へております。

○松原委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 資金運用部資金法の一部改正案に關しまして、理財局長にお尋ねいたします。さきに指定預金制度について会計検査院が疑義ありとせし理由は、指定預金は、日本銀行に対する預金の形態をとつてはいるけれども、実質的には金融機關に対する融資と認むべきものがある、預け人にこのような運用条件を指定したものは、事実上信託運用と異なるところがなく、預金とは認めがたいところである、このようないふ國庫金の運用は、明確な法令の根拠に乏しい云々とありまして、要するに適法性を欠いてゐる点にこれが是正の必要を要求してゐるものと考えられ

ます。よってこれが解決案を考へるに
当りましては、事態に即しての合法化
をはかることが最も適切と思ひます。
そもそも指定預金は、当座預金と並ん
で国庫余裕金を形成するものでありま
す。すなわち国庫余裕金の一運用形態
といふべきものであります。従いまし
て、本来はこのような国庫余裕金は、
短期間これを資金運用部に預託して、
その運用をはかることが正道である
と思ひます。果してしからば、指定預金
制度を廃止する場合には、これにかわ
るべき正常な方法として、このような
国庫余裕金はこれを運用部に預託しま
して、従来の指定預金制度と同様、こ
れを中小金融対策として中小金融専門
機関に貸し付けすることが最も妥当
であり、合法的なやり方であると思ひ
ますが、どうお考えになりますか。

○石野政府委員 御指摘の通り、指定
預金につきましては、会計検査院から
も適当な制度ではないという指摘を受
けているのでございしますが、しかし
同時に、現在商工中金等に指定預金
が参つております。これを引き上げるに
つきましては、建前としては引き上げ
るべきところではございますが、やはり
金融情勢を考へてやらなければならぬ
といふので、引き上げを延期した状態
でございします。なおこれを資金運用部
を通じて貸し付けるといふ点になりま
す、これは資金運用部の貸付先の問題
につきましましていろいろ問題がござ
いますので、慎重に検討をしなければ
ならぬと存じております。

○平岡委員 昨年九月以降の国庫余裕
金の状況を見ますれば、例の六十二億
のひつかかつている指定預金を含めま
して、大体各月とも二百数十億ないし
三百数十億円の国庫余裕金がありま
す。かたがた今同資金運用部資金法を
改正して、一カ月以上三カ月未満の短
期預託金についても、年利二分を払う
といふことになるので、これらの点か
ら見ましても、以上の私の申し上げま
したことは実行可能であり、かつ妥当
性あるものと考えます。さらに一方資
金運用部の原資の性格等より見まして、
運用部資金を中小金融専門機関に貸し
付けることができるよう法律の改正を
行ふことが必要かつ適当と思ひますが、政
府のこれに対する見解を承わりたいの
であります。

○石野政府委員 国庫余裕金の運用に
つきましては、これはほんとうに国庫
余裕金でございまして、非常に短期
に、いつでも運用できる態勢になければ
ならないのでございします。これを長期
に運用するといふことはできないもの
でございします。今指定預金になってお
るという点でも、そういうった点も問題
になっております。一つの問題でありま
す。従つて国庫余裕金を直ちに長期に
運用するといふような考え方につきま
しては、これは非常にむずかしい、難
点のある問題であります。資金運用部
の方からそういうった中小関係等に資金
を貸し付けるといふような点につきま
しては、従来も中小公庫、国民公庫等
にも実行いたしておるのでございま
す。なおまた法律を改正して開口を広
げるというような点についての御質問
でございしますが、その点につきまして
も、現在は資金運用部の資金が非常に
窮乏な状態にありますので、開口だけ
を広げましてもあまり意味がない。将
来資金運用部の資金繰りが非常に緊に

なつてきますれば、考えらるべき問題
であると思ひます。

○平岡委員 一足飛びに貸付の対象を
ふやして、中小企業の各金融機関とい
うものをその対象に加えていくといふ
ことが非常に困難である、余裕金も少
い、そういうふうな難行であると思ひ
ます。ですから、一足飛びにそうい
うような点をすぐに法改正によつて要
求するよりは、むしろ今回改正案とし
て提案されておる中に、半議経験者で
ありましようか、いわゆる民間の資金
運用審議会委員ですか、これをふやす
ことになつておりますが、この点にお
きまして、広い視野から意見を聴取す
るという、そういう法改正に至る前の
措置が必要であらうと思ひます。そ
こで私は、そうした問題につきまして
の附帯決議を各党の御同調を得てしま
いと思ひます。その点を保留いたしま
して、私の質問を一応終了します。

○松原委員長 平岡委員より、資金運
用部資金法の一部を改正する法律案に
対する各派共同提出の附帯決議に関し
て発言を求められておりますので、こ
れを許します。平岡君。

○平岡委員 ただいま提案されてお
る資金運用部資金法の一部を改正す
る法律案に対して、附帯決議をい
たしたいと思ひます。今案文を讀み上
げます。

資金運用部資金法の一部を改
正する法律案に対する附帯決
議
政府は、資金運用部資金が、大部
分国民大衆の資金の蓄積であること
にかんがみ、同資金の運用につ
いて、農林漁業、中小商工業に促進す
る国民大衆その他勤労者に対する資

金供給を円滑ならしめることに努
め、同資金運用審議会の委員に、こ
れらの間に理解ある半議経験者を加
える等適切な措置を講ぜられたい。
右決議する。

○松原委員長 ただいま平岡委員より、
各派を代表して、資金運用部資金法
の一部を改正する法律案に対し、附帯決
議を付するの動議が提出されました
が、本動議の採決は、本案の採決が終つ
た後にこれを行います。

○加藤(高)委員 動議を提出いたしま
す。ただいま一括議題となつておりま
す。三法律案のうち、資金運用部資金法
の一部を改正する法律案の質疑はこの
程度にて終了し、討論を省略し、直ち
に採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの加藤高藏君
の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決しました。

これより資金運用部資金法の一部を
改正する法律案について採決いたしま
す。お諮りいたします。本法律案を原
案の通り可決するに御異議はありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本法律案は、全会一致を
もつて原案の通り可決いたしました。

次に、本法律案に対する各派共同提
出の附帯決議を採決いたします。お諮
りいたします。本附帯決議を可決する
に御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本附帯決議は可決いたしました。
この際お諮りいたします。ただいま議

決いたしました法律案に関する委員会
報告書の作成、提出手続等につきま
しては、委員長に御一任を願つておき
たいと存じますが、これに御異議はあ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決しました。

○松原委員長 次に、金融に関する件
を議題として調査を進めます。頼母子
講の問題に関して、銀行局長からその
後の経緯について説明を願ひます。

○河野(通)政府委員 先般の当委員会
で、春日委員から頼母子講について御
質問がありました。その点について、
政府として最終的結論に到達いたして
おらぬから、到達いたし次第お答えい
たしますといふことで、御答弁を留保
してございします。その点についてお答
えを申し上げたい。

頼母子講契約による掛金の受け入れ
がいかなる場合に相互銀行法違反にな
るかについては、その後関係方面とも
協議した結果、次のような見解に達し
ましたので、この点について過日の御
質問にお答えいたします。

相互銀行法第四條は、相互銀行以外
の者が頼母子講契約による掛金の受け
入れの業務を営むことを禁止しており
ます。従つて、頼母子講契約による掛
金の受け入れがどのような場合に業務
が営まれるといふことになるかが問題
となるわけでありまして。

このように、何れも相互銀行法第四
條が、相互銀行以外の者に対して頼母
子講契約による掛金の受け入れを業務
として営む場合にのみこれを禁止して
いふのでない場合にはこれを禁止してい

ないかということについては、次のように考えられます。すなわち、頼母子講契約による掛金の受け入れは、業務として営まれることによって初めて多発的かつ大規模な経済現象に発展し、そうでない場合には、単に散発的かつ小規模な経済現象にとどまるものと考えられますので、そうである限りは、議員の保護のため、特に予防的規制を加える必要はないが、頼母子講契約による掛金の受け入れが多発的かつ大規模な経済現象に発展すると見られる場合には、議員の保護のために予防的規制を加える必要があると認められるからであります。

相互銀行法第四条の趣旨をこのように解すれば、相互銀行以外の者の頼母子講契約による掛金の受け入れが業務として営むものと見られるためには、次の要件を具備していることが必要であると考へられます。

第一に、相互銀行以外の者が頼母子講契約の講元となり、掛金の受け入れをすることによって経済的な利益を得ようとする意思を有することが必要であります。ただし、何人かが経済的利益を得る見込みがないにもかかわらず、頼母子講契約の講元となり、掛金の受け入れをするという場合は、社会通念上特殊の事情がある場合に限られると見るのが相当であり、講元が経済的な利益を得る見込みのない頼母子講契約による掛金の受け入れは、単に散発的かつ小規模な経済現象にとどまるにすぎないと認められるからであります。問題は、どのような場合に講元が経済的な利益を得る目的で頼母子講契約をしたものであると認めべきかということですが、頼母子講契約

におきまして講元が掛金の運用益、入札差金、手数料等を取付することが特約されている場合においては、当然積極的に解釈すべきであらうと思ひます。ただしその場合において、現実に経済的利益を結果として得たか得ないかということ、またその得られた利益をいかなる方面に使つたかということ、あるいは使つた目的であつたかといふことは、この経済的利益を得ることを目的としたといふことは関係がないのであります。

第二に、相互銀行以外の者がみずから講元となるような頼母子講契約と、それに基く掛金の受け入れを反復継続して行つ意思を有することが必要であります。ただし相互銀行以外の者にその意思のないかぎり、頼母子講契約による掛金の受け入れが多発的かつ大規模な経済現象に発展する見込みは全くないと認められるからであります。ただしこの場合におきましても、反復継続をするという意図があればいいのであります。その意図さえあれば、結果として一回きりしか行なかつた場合におきましても、これはやはり反復継続をする意図があつたと認むべきである、こゝういふ解釈であります。

第三に、頼母子講契約が、その講元である相互銀行以外の者と議員との間に親族関係、親密な友人関係その他これに類するような特別の人的関係が存在するために成立したものではないことが必要であります。ただし、このよう

な人的関係の存在をその成立の決定的な動機とする頼母子講契約にありましては、たとひそれが経済上の助力を与えようとする特定の者について経済的な利益の存在するようないことがありま

しても、これが多発的かつ大規模な経済現象に発展する見込みはないのが普通だからであります。もつとも頼母子講契約は、講元と議員との間に存在する特定の人的関係を決定的な動機として成立することもあり、また単に副次的な動機として成立する場合もあるわけでありまして、頼母子講契約の成立がそのいずれの場合に属するかどうかの認定は、結局各個の具体的場合に依つてするよりほかはないと思ふのであります。従ひまして、たとえば同窓会、あるいはPTA、あるいはある宗教団体の信徒といふことだけでは特定といふことは言えないのがわれわれの結論であります。

頼母子講契約による掛金の受け入れで、以上に申し述べました三つの要件、つまり利益を目的としたこと、不特定多数の者からの掛金の受け入れであること、この三つの要件を具備する態様で行われるものは、多発的かつ大規模な経済現象に少くとも発展する可能性を持ち、議員の保護のために、予防的規制を加える必要があると認められるものであります。それは相互銀行法第四条に定める頼母子講契約による掛金受け入れの業務を営むといふことに該当する、かように考へる次第であります。

以上頼母子講契約と相互銀行法との関係につきまして、関係当局の間で一致した結論に到達いたしました結果を御報告申し上げまして、先般の御質問に対する御答弁にかゝる次第であります。

○春日委員 ただいまこの問題について政府の統一ある見解が述べられまし

たが、なお私どもとしては疑義があり、理解いたしかねるところもありましたので、御答弁をよく検討いたしました。次会にさらに質問を申し上げることにいたしたいと思ひます。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来る二十六日火曜日午前十時より開会することといたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

〔参照〕

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）

昭和三十年七月二十七日印刷

昭和三十年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局